



総務省

携帯電話不正利用防止法の改正に基づく 制度整備の方向性について

(不適正利用対策に関するワーキンググループの検討結果の報告)

令和8年8月3日

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会
不適正利用対策に関するワーキンググループ

※国民を詐欺から守るための総合対策2.0（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）等において通信サービスの不適正利用対策について決定。

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（親会）	不適正利用対策に関するワーキンググループ
令和7年7月（第6回） 報告書（案）について （7月5日～8月4日 意見募集） 令和7年9月（第7回） 意見募集の結果について ▶ 9月10日 報告書公表 令和7年12月（第8回） ワーキンググループにおける検討結果報告 ※メール審議 令和8年1月（第9回） 携帯電話不正利用防止法の見直しを含む新たな対策の方向性について報告 令和8年7月27日～31日（第11回） ワーキンググループにおける検討結果報告 ※メール審議	令和7年4月～6月（第7回～第10回） 不適正利用対策をめぐる環境変化を踏まえ、「携帯電話本人確認のルール」及び「闇バイト、特殊詐欺等対策」等について検討 令和7年11月（第11回・第12回） 「携帯電話本人確認のルール」のうち「上限契約台数」等について、状況の検証・継続検討 令和8年7月9日（第13回） 「携帯電話不正利用防止法の改正に基づく制度整備の方向性について」、事業者団体からのヒアリング及び意見交換 令和8年7月22日（第14回） 論点整理

- 改正法では、改正法に基づく**具体的な制度の内容**について**総務省令**に一部委任している。
 - 改正法は、**公布から1年以内の政令で定める日**に施行することとされており、施行に向けて、総務省令（携帯電話不正利用防止法施行規則）の改正等の制度整備を進める必要。
- ▶ **事業者団体へのヒアリング及び意見交換の内容を踏まえ、制度整備の方向性について論点整理を行った。**

主な論点

（本人確認義務等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大 関係）

(1) 改正前の対象であった音声SIMに加え、どのような**データ通信専用SIM**を本人確認義務等の対象とするか。

（個人による通常想定されない回線数（多回線契約）の役務提供拒否に係る規定の追加 関係）

(2) 携帯通信役務等の**提供を拒むことができる回線数**（通信可能端末設備の数）について、どのように定めるか。

（法人の契約締結等を行う代表者等の在籍確認に関する規定の整備 関係）

(3) 法人の契約担当者等（代表者等）の**権限・地位確認の具体的な方法**として、どのようなものを定めるか。

検討スケジュール

第13回（7月9日） 事務局説明、事業者団体からのヒアリング、意見交換

・一般社団法人**電気通信事業者協会**（TCA） ・一般社団法人**テレコムサービス協会**（※同会のMVNO委員会）

第14回（7月22日） 論点整理 ▶ 議論を踏まえ、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（親会）に報告

主な論点

改正前の対象であった音声SIMに加え、どのような**データ通信専用SIM**を本人確認義務等の対象とするか。

事業者団体へのヒアリング

- SMS機能付きデータ通信専用SIMを対象とすることに**賛同**。SMS機能なしのものは、**モバイルWi-Fiルーター等**の多様な用途で利用されているため、**利用者の利便性**を考慮して対象外としていただきたい。【電気通信事業者協会】
- 利用者の利便性への影響が非常に大きく、**SIM特有**（インターネット環境があれば等しく起こりうるものを除く。）の**不正利用のおそれ**が少ない、SMS機能のないデータ通信専用SIMを対象外とすることについて**賛同**。【テレコムサービス協会】
- **不特定多数へのSMS送受信が技術的に制限されるデータ通信専用SIM**については、不正利用のおそれが低いと考えられることから、本人確認義務の対象外とすることを要望。【電気通信事業者協会】
※ 不特定多数へのSMS送受信の技術的制限の例として、「SMS送信先電話番号数を制限」、「閉域網による通信利用」、「特定サーバ等以外への通信を制限」及び「SIM差替による通信利用を制限」。
- SMS機能付きの場合でも、IoT機器向け等の不正利用のおそれが想定しにくいと考えられるもの（例えば、産業等の特定用途に限定されており、SNSのSMS認証を行うことができないもの等）については**対象外**とすべき。「用途」、「機能」及び「差替可否」の視点で検討いただきたい。【テレコムサービス協会】

主な御意見

ア SMS機能の取扱い

- 警察庁の調査では、SMS機能の有無が大きなポイント。**SMSが使えるものは規制の対象とすべき**。【辻構成員】
- 警察庁の調査では、本人確認のされていないSMS機能付きデータ通信専用SIMの不正利用の実態が顕著に認められ、これを本人確認義務の対象とすることは**適切**。【中原構成員】
- SMS機能付きデータ通信専用SIMについては広く不正利用がみられるため、本人確認義務等の対象とすべきということに**違和感ない**。SMS機能のないデータ通信専用SIMについても、一定の不正利用の実態はあるとのことだが、SMS機能付きのものと比べると不正利用が広がっていないことに加え、定性的なりリスクという面でも、**SNSや金融サービスのアカウントの作成に利用できるか等、SMS機能の有無によって差があること等**を踏まえ、現状では、**SMS機能のないデータ通信専用SIMは対象としないという方向**で良いのではないか。【山根構成員】
- 事業者団体では自主的な取組が行われていつつも、本人確認されていないSMS機能付きデータ通信専用SIMが出回ってしまっている現状において、これにしっかり対応するという観点で、**現時点において、SMS機能の有無を基準とすることに賛同**。ただし、**SMS機能がなければ安心とは言い切れず、今後の検討課題とする必要**。今回の整理が、SMS機能のないものについて今後の議論を要しないことを意味するわけではない点は確認したい。【星構成員】
- SMS機能付きデータ通信専用SIMをまずは対象とすることは既定路線であり、**何を対象外とするか**と同時に、**なぜ対象外として良いかの検討が必要**。不正利用の可能性をゼロにすることは現実的ではないが、改正の目的を踏まえれば、犯罪者にとって、不正を行う「費用対効果」が悪いという状態となれば良い。【沢田構成員】

主な御意見

イ IoT機器向けを含む用途・機能制限の取扱い

- 規制の在り方として、**用途・機能に即して具体的な対象を列挙していくのか、全体に規制を課した上で例外を除いていくのか**が一つの課題であるが、不正利用の実態が明確にある中で規制漏れが生じるのは望ましくないため、**後者の方式が望ましい**。【中原構成員】
- 一例として、**フードデリバリー業界において飲食店に提供している端末**は、データ通信専用SIMが組み込まれ、注文の管理等に用いられている。このような端末で、SMS機能がある場合でも、**プラットフォーム側で端末を管理し、SMSを送受信できない状態**にでき、かつ、**異変があった場合には検知・無効化できる・ログが残る**ということであれば、特殊詐欺に使うには手間とリスクに比べて得るものが少ないと言えるのではないかと。そういった点に着目して、省令では対象外とするカテゴリは、「IoT機器向け」といった形で列挙するよりも、「**こういう機能制限があれば免除する**」といった構成とすることで、**技術中立的かつ将来の環境変化に応じた見直し**がしやすい規定となるのではないかと。これは、フードデリバリー業界に限らず、自動販売機、POS端末、車両管理といった分野に応用できるが、機能制限の状況を誰がどのように判断するかについては考えなくてはならない。【沢田構成員】
- **一定の技術的な機能制限**がかかっているものは、**定性的な不正利用のリスクが低い**と言え、例外的に対象から外すということで良いのではないかと。【山根構成員】
- IoT機器向けを除外することについては、デジタル分野における競争力の観点でも重要だと思うが、**現実的にどのように判定されるのか曖昧であると問題**なので、定義・確認方法を整理しなければならない。【辻構成員】
- しっかり役務の**内容を精査**し、単に「IoT機器向け」ということではなく、**範囲や安全性等を考慮**していく形が良いのではないかと。【辻構成員】
- 「IoT機器向け」といったときに人によってイメージするところが異なると思うので、SMS機能の有無との関係も含め、集合の**包含関係を明確に表現**していただきたい。【沢田構成員】

主な御意見

イ IoT機器向けを含む用途・機能制限の取扱い（続き）

- IoT機器等の活用の観点では、（規制対象該非について）携帯通信事業者側が**難しい判断を求められる場合、利活用に萎縮が生じ得る**ので、実運用において考慮が必要。【仲上構成員】
- 機能・利用方法の制限については、技術的制限に加え、SMS機能が利用できないようにする運用上有効な措置であれば認め得るということになると、そこが**抜け穴になることが懸念**。QA等において省令の解釈を整理する際、SMS機能が利用できないようにする**措置が有効であることが確実に担保**されるような整理をお願いしたい。【鎮目構成員】

論点整理

- 警察庁の調査では、本人確認なく不正利用されていたSIMの多くがSMS機能付きのものであったことを踏まえ、メッセージアプリ等のアカウント作成時のSMS認証に使用され得る等、不正利用のリスクが高い**SMS機能付きデータ通信専用SIMを対象**とし、不正利用のリスクや利便性への影響も勘案して、SMS機能のないものについては対象外とすることが適当である。
- また、**IoT機器向けのデータ通信専用SIM**については、**SMS機能を有する場合であっても**、様々な商品・サービスに付帯して提供されており、規制対象とした場合の社会・経済活動への影響が大きいと考えられる。技術中立的であるとともに、将来の環境変化に対応できる規律とするため、IoT機器向けのもののほか、**その他の用途のものも含め**、その用途に応じて**機能・利用方法が制限（※）**されており、**不正利用のおそれが高い**と考えられる場合には、**対象外とすることが適当**である。

※ 例えば、**不特定多数の者と通信できない技術的制限**が課されたSMS機能（IoT用途のほか、見守り端末等で利用されているもの）や、**SMS機能が利用できないようにする運用上有効な措置**が携帯通信事業者側において講じられている場合等。単にSIMのパッケージ等において「IoT機器向け」と表示しているのみのものは、「利用方法の制限」としては想定しない。

- このような、SMS機能付きでも対象外とする範囲を省令上例外として規定した上で、**個別のサービスに関する省令の解釈**については、ワーキンググループにおける議論等を踏まえつつ、総務省において、携帯通信事業者等の相談に応じながら、必要に応じ、**QA等で分かりやすく整理**することが適当である。
- 総務省においては、**今後も不正利用の状況や携帯通信事業者の自主的な取組の状況等を注視し**、必要と認められる場合には、本人確認義務等の対象となる電気通信役務の範囲も含め、所要の見直しを検討すべきである。

改正後携帯電話不正利用防止法（抄）

（定義）

第2条 この法律において「**携帯通信**」とは、携帯して使用するために開設する無線局（…）と、当該無線局と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局との間で行われる無線通信をいう。

2 この法律において「**携帯通信役務**」とは、電気通信事業法（…）第二条第三号に規定する電気通信役務（…）のうち、**携帯通信**に係るものであって、その電気通信役務の提供を受ける者の管理体制の整備を促進する必要があると認められるものとして**総務省令で定めるもの**をいう。

3・4 （略）

5 この法律において「**通信可能端末設備**」とは、携帯通信端末設備であって**携帯通信役務**の提供に利用されている電気通信回線設備（…）に接続され通信が可能なものをいう。

6 この法律において「**契約者特定記録媒体**」とは、携帯通信事業者との間で**携帯通信役務**の提供を内容とする契約（…）を締結している者（…）を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（…）であって、携帯通信端末設備その他の設備（…）に取り付けることにより、それと一体として通信可能端末設備を構成するものをいう。

（契約締結時の本人確認義務等）

第3条 携帯通信事業者は、携帯通信役務の提供を受けようとする者との間で、役務提供契約を締結するに際しては、個人番号カード（…）に記録された署名用電子証明書（…）の送信を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方（…）について、本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあつては、総務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認（…）を行わなければならない。

2～4 （略）

主な論点

携帯通信役務等の**提供を拒むことができる回線数**（通信可能端末設備の数）について、どのように定めるか。

事業者団体へのヒアリング

- 個人契約において役務提供を拒むことができる回線数の閾値について、TCA自主基準を参考に**音声SIM/SMS機能付きデータ通信専用SIMそれぞれ5回線とすることが適当**。【電気通信事業者協会】
- 不正利用抑止の選択肢として、上限回線数「原則5回線」を基本とする考え方は**違和感はない**。**音声SIMとSMS機能付きデータ通信専用SIMでは利用用途や不正利用リスクが異なることから、それぞれ上限回線数を設定することについては賛同**。【テレコムサービス協会】
- 利用者ニーズ**（家族利用等）や、今後の**技術進展による利用用途の拡大**（スマートグラス等のIoTデバイス）を踏まえると、今後想定される正当な利用者の利便性は変化していくものであり、これを**不当に制限しないことが重要**。【テレコムサービス協会】

主な御意見

ア 総務省令で定める回線数

- **業界の自主ルールを踏襲**する形で、音声SIM、SMS機能付きデータ通信専用SIMそれぞれ5回線とすることに**異論はない**。【沢田構成員】
- 総務省令で具体的な数を定めることとされているが、**用途等に応じて回線数を定めていくか、原則的な回線数を定めた上で例外を列挙するか**という問題がある。5回線という数の妥当性はなお検討の余地があるかもしれないが、現状の事業者の**自主的な取組の連続性**という観点からは**後者が穏当**ではないか。【中原構成員】
- 5回線で良いのかどうかについては、なぜ5回線なのかという理由付けについては留意が必要だが、一定の基準を総務省令で定めることになるので、**最終的には「決め」の問題**であり、現状、5回線で**実務上も支障なく運用されていることを踏まえ、一つの目線になる**のではないか。【山根構成員】
- 「原則5回線」については、**利用者から見たサービスのメリットを制限**していることにもなっていると考えられ、**妥当性はよく分からない**。**正当な利用用途が確認できる場合には上限の例外とすることは正しい**と思うので、利用用途等の確認をしっかり行い、**必ずしも5回線である必要はないという考え方があっても良い**。【辻構成員】
- 数値を定める根拠の難しさはあるが、利用者の利便性や利用状況、携帯通信事業者のこれまでの対応経緯、不正利用の抑止等のバランスを踏まえる必要があり、**実務上の実効性の観点も含め、まずは5回線を基準とすることで良い**のではないか。その上で、5回線を悪用した不正利用が目立つといった状況があれば、**今後の見直しを否定するものではない**と理解。【星構成員】
- 今後、社会全体の回線の利用状況に合わせて**見直しが可能な形になっていることが非常に重要**。【仲上構成員】

主な御意見

イ 具体的な事例の扱い、事業者における対応等

- 本改正の趣旨として、携帯通信事業者の自主的な取組を促進する点があったと理解。制度を作るだけでなく、自主的な対応の中で、**多回線契約の必要性が確認**されるとともに、**場合によっては実際に役務提供拒否していくような運用を確立**していくことが重要。【山根構成員】
- 5回線を超える部分について、必要があれば認めるべきであるが、携帯通信事業者が説明責任を果たせるかがポイント。（携帯通信事業者が）**多回線契約を許容・推奨した結果**、当該回線が不正利用された場合、行政規制上の違反とならなかったとしても、携帯通信事業者の**道義的な責任とレピュテーションリスク**が問われる。そのため、（多回線契約を提供した場合、）**正当な用途があると判断したと後から説明できることが重要であり、何をどこまで確認するかは各携帯通信事業者の責任において検討いただくべき**。総務省令においても、そういったトーンが出ると良い。【沢田構成員】
- 利用者にとっては、**この携帯通信事業者は甘い・厳しいといった差がない方が良い**という側面もあると思うが、そういった点も含めて、より良いクリアな方法を考えていただくことが良い。【大谷主査】
- **正当な利用用途**については、非常に多様な場合も想定されるので、**省令だけではなくガイドライン等で示すことが考えられる**。【中原構成員】
- 正当な利用用途については、どのような利用用途であれば正当かに加え、利用用途の確認方法の問題がある。ガイドライン等では、**確認方法についても一定の事項を示唆**し、携帯通信事業者が判断に困らないようにすることが重要。その上で、事業者団体がより詳細な業界ルールを策定していくイメージかと思うが、多回線契約について、予防的に対応する側面もあると思うので、**利用者の利便性や携帯通信事業者の負担も踏まえ、制度全体として適切な方法に向かわせていくことが必要**。【中原構成員】

主な御意見

イ 具体的な事例の扱い、事業者における対応等（続き）

- 正当な利用用途かどうか確認するというよりは、それぞれの**利用用途について不正利用のおそれが高いことを確認**することも重要であり、不正利用のおそれが高い場合には携帯通信役務を提供するのが通常。そうした趣旨も含め「**正当**」という言葉で表現されているものと理解した。【沢田構成員】
- 正当な利用用途について、携帯通信事業者において事務負担を厭い、積極的な確認が行われなかった結果、**5回線を超える場合には一律に拒否する実務となるのは望ましくない**。多回線契約については、正当な利用用途が確認された上で、これが認められる場合には役務提供が行われる形が最も望ましいので、そういった実務が広がるよう、省令やガイドライン等も含め、**総務省において取組を促進**するとともに、**業界団体においても主導的な役割**を果たしていただきたい。【山根構成員】
- 例えば、5回線契約している利用者が6回線目を契約するときには正当な利用用途を確認することが想定されていると理解したが、その後に**7回線目・8回線目を契約するとき**にどのような確認をすべきかについては、携帯通信事業者の運用も考慮した制度設計が重要。【仲上構成員】

論点整理

- 音声SIM・SMS機能付きデータ通信専用SIMそれぞれの上限について、携帯通信事業者における対応の強化に向けた環境整備を行うという趣旨を踏まえ、現在、主要な携帯通信事業者が自主的に設定している上限が適切に運用されていることを参考に、**後述する正当な利用用途が確認できなかった場合について5回線**とすべきである。
- その上で、**正当な利用用途が確認できる場合等**、不正利用のおそれが低いと考えられる場合には、**当該確認がなされた回線数を上限**とすべきである。
- 特に、契約者が家族を代表して契約する場合等、**適当な方法により利用者登録が行われている場合**については、正当な利用用途が確認できたと考えることが適当である。その他、**個人事業主等による利用やスマートウォッチ等における利用等**の取扱いも含め、携帯通信事業者における判断に資するよう、総務省において主要な事例を整理し、必要に応じ、**QA等において分かりやすく明示**することが適当である。
- また、携帯通信事業者においては、本改正を前提に、回線数の上限を超える契約の場合に正当な利用用途の確認を確実に行う等、**多回線契約の不正利用に対する自主的な対策を更に進めていくべき**である。事業者団体においては、そのための**業界ルールの策定等について、主導的な役割**を果たすべきである。
- 総務省においては、本規定に基づく携帯通信事業者の運用状況について、利用者利便の確保と不正利用の防止の両面から注視し、必要と認められる場合には、**回線数の上限の見直しや、更なる対策の徹底**も含め、**所要の見直しを検討**すべきである。

改正後携帯電話不正利用防止法（抄）

（携帯通信役務等の提供の拒否）

第11条 携帯通信事業者は、次に掲げる場合には、携帯通信役務の提供その他役務提供契約に係る通信可能端末設備等により提供される当該携帯通信役務以外の**電気通信役務の提供**（第六号に掲げる場合にあっては、その超えることとなる部分の数の通信可能端末設備によるものに限る。）**を拒むことができる。**

一～五 （略）

六 相手方又は譲受人等（それぞれ自然人であるものに限り、貸与業者であるものを除く。）が**同時に利用することができる通信可能端末設備**（当該携帯通信事業者との役務提供契約に係るものに限る。）の数が**総務省令で定める数**を超えることとなる場合

※ 例えば、**SIMカード単体販売**等の場合でも、「同時に利用することができる通信可能端末設備の数」は**1つ**増加することになる。また、**2つのSIMカードが同一の端末に挿入**されている場合でも、「同時に利用することができる通信可能端末設備の数」は**2つ**である。

主な論点

法人の契約担当者等（代表者等）の**権限・地位確認の具体的な方法**として、どのようなものを定めるか。

事業者団体へのヒアリング

- 権限・地位確認の具体的方法、名刺・社員証取扱い不可の方針は、**一定の合理性**がある。【電気通信事業者協会】
- 現時点では、（事務局提案の）主に①～⑤の方法を原則とすることで**問題ない**。名刺や社員証を確認する方法を認めないことは違和感はない。【テレコムサービス協会】
- 解釈の違いによって確認方法・確認結果が異なることを避けるため、**具体的な運用方法や対応**（例えば、電話をかける等の方法の場合は、どのような運用でどのような内容を確認すれば良いか。）を**明示**いただきたい。【テレコムサービス協会】
- 契約担当者が前回契約時と同一と確認された場合は、**権限・地位確認を省略可**とすることを要望。また、**追加回線契約時の本人確認**について、法人は本人確認記録との照合による確認が可能である一方、契約担当者は書類等での確認が再度必要となる点、法人及び携帯電話事業者双方にとって負担。【電気通信事業者協会】
- 既に取り引実績がある法人利用者については不正利用のリスクが低く、利用者側の申込手続の負担軽減のため、**追加回線契約時は権限・地位確認を省略**できるようにしていただきたい。【テレコムサービス協会】

主な御意見

ア 具体的な方法

- これまで法的な規制が無かった中で、望ましくない確認方法を排除しつつ、利用者や携帯通信事業者の負担を考慮した現実的・合理的な確認方法を一般的に定めることが重要。この点、**他法令の例をさしあたり踏襲し、一般的な方法として定めた上で、今後の推移を見ていく**という方針は合理的。【中原構成員】
- 他法令で**実務の蓄積**もあろうかと思うので、これに倣った方法とするということに違和感ない。【山根構成員】
- 電子的で行う方法が具体的に言及されていないが、GビズIDのような仕組みの将来的な活用も含め、**電子的に権限・地位を確認できる仕組みを取り入れていくべき**ことに触れた方が良いのではないか。【辻構成員】
- **信頼**できる電子的な確認方法が**早期に確立し、一般化**できると良い。【沢田構成員】
- **電子証明書の確認が最も厳格な方法**となるが、書類の**電子的な写しの送付を受ける方式**も含め、現場での確認の**運用に問題がないように配慮**していく必要。【仲上構成員】

イ 名刺・社員証の取扱い

- 名刺や社員証による確認は**曖昧**であると思っており、**より厳密な確認**とすることが望ましい。【辻構成員】
- 名刺や社員証については、偽造の可能性等を踏まえて**認めないということ**で**良い**のではないか。【山根構成員】
- 名刺や社員証を認めないことについて**賛成**。【沢田構成員】

主な御意見

ウ 追加回線契約時の取扱い

- 論理的には、**追加回線契約までに契約担当者であった者が代理権を失う状況**は考えられるが、**レアケース**だろう。もともと規制が無かった部分に規制を設けるという今回の経緯からすると、**携帯通信事業者の負担とならないような仕組み**にした上で、**様子を見ていく**ということで良いのではないか。【中原構成員】
- 契約担当者等の権限・地位確認が甘かった場合、料金を回収できない等によって基本的に携帯通信事業者が困るはず。どこまで確認すればリスクを回避できるかという観点で、**追加回線契約時については、必要な確認が行われていれば**（省略しても）**リスクを負えるという判断なのだと理解**した。もっとも、法人名義の多回線契約が転売される等により詐欺で使われれば、その被害は市民が受けるので、最低限必要と思われる対応について、先回りの行政規制を行うのは望ましい対応。【沢田構成員】

論点整理

- 他法令における規定や、**利用者の利便性**、用いる**書類の偽造可能性**等を勘案し、以下のような方法を認めることとすべきである。これらの確認方法においては、電子的な確認方法も認めることとし、新たな電子的な確認方法が確立された場合には、その採用についても検討すべきである。
 - ① **同居親族又は法定代理人**であることを確認する方法
 - ② **代表権を有する役員として登記**されていることを確認する方法
 - ③ **委任状**又はこれに類する書類の提示・写しの送付を受ける方法
 - ④ 相手方の住居・営業所等に**電話をかける**等による方法
 - ⑤ 事業者が相手方と代表者等の関係を認識していることその他の理由により、権限・地位が**明らかである**ことを確認する方法
- ただし、**追加回線契約時**において、相手方（法人等の契約名義人）、代表者等（法人等の契約担当者）それぞれの本人確認が適切に行われ、**いずれも本回線契約時と同一であることが確認できた場合**には、なりすまし等のおそれが乏しいと考えられることから、現時点においては、**権限・地位の確認を不要**とすべきである。
- **名刺**や**社員証**を確認する方法は、それらの書類の偽造が比較的容易であること、契約締結を行う権限・地位を有することを証するものではないこと等を踏まえ、**認めない**ことが適当である。
- **省令の規定に基づく具体的な運用**については、携帯通信事業者の予見可能性を確保するため、本ワーキンググループにおける議論等を踏まえ、総務省において事例を整理し、必要に応じて、**QA等において分かりやすく明示**することが適当である。

改正後携帯電話不正利用防止法（抄）

（契約締結時の本人確認義務等）

第３条 （略）

２ 携帯通信事業者は、相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために役務提供契約を締結するときその他の当該携帯通信事業者との間で現に役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき（…）は、当該相手方の本人確認に加え、当該役務提供契約の締結の任に当たっている自然人（…）についても前項に規定する方法により本人確認を行うとともに、**総務省令で定めるところ**により当該**代表者等の権限又は地位の確認**を行わなければならない。

３・４ （略）

（本人確認記録の作成義務等）

第４条 携帯通信事業者は、契約締結時本人確認を行ったときは、速やかに、**総務省令で定める方法**により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項（**代表者等の権限又は地位の確認に関する事項を含む。**）として**総務省令で定める事項**に関する記録（…）を作成しなければならない。

２ （略）

主な御意見

- 本ワーキンググループの議論を踏まえて省令の改正の準備を進め、**早期に施行の準備が整い、携帯通信事業者としても予測可能な状態で体制が整えられることを期待**している。パターンリズムに陥ってはならないものの、きめ細やかな指針を準備いただく必要。【大谷主査】
- SIMの不正利用が、**匿名・流動型犯罪グループ**（トクリュウ）によるものも含め、**組織犯罪の肝となる犯行ツール**であることは間違いない。今般の規制を課したとしても、不正利用を試みる者が諦めるということは考えられず、**制度の「抜け」をつくように、新たな方法を考えていくことが想定**される。状況の変化を踏まえて、**省令で対応できるところは省令を見直し、更なる法改正が必要な状況が出てくればそれを検討**することもあり得るのではないか。【星構成員】
- 圧倒的多数の利用者は、データ通信専用SIMについても適正に利用していると考えるが、一部、不適正な利用をする者が出てくるために携帯通信事業者・利用者に一定の負担をお願いすることになる。携帯通信事業者においても、**自社のサービスが犯罪インフラとして悪用されることに忍びない思い**があると思うので、このような制度整備の方向の下、しっかり取り組んでいただきたい。【星構成員】
- いずれの論点も、現在の不正利用の動向や携帯通信事業者の運用を踏まえた整理であると理解しており、それらの変化に応じて見直しを行うため、警察庁・総務省における**状況の把握が重要**。【山根構成員】
- 利用者にも負担がかかる制度改正であるため、携帯通信事業者においては、「法令で決まっているから」だけでなく、**制度の目的を明確に説明**していただきたい。【沢田構成員】
- **効果検証**が必要。本改正によりSNS等において匿名のアカウントを作成しづらくなること等が期待されるが、今後、犯罪者がどのように実行犯を集めるのか等も含め、**特殊詐欺における通信手段がどのように変化するか**、警察庁・総務省においてフォローアップをお願いしたい。他の手段に移行すれば、新たに対策すべきことが出てくるが、今後もデータ通信専用SIMの不正利用が継続する場合、その原因を検証した上で効果的な一手を考える必要。【沢田構成員】

(参考) ICTサービスの利用を巡る諸問題に対する 利用環境整備に関する報告書 (本人確認関係)

(令和7年9月10日ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会)

1 SIMの不正転売

SIMの不正転売の違法性について、政府・事業者による分かりやすい周知啓発を一層強化するとともに、事業者の取組を推進（与信強化等）

2 法人の代理権

来店する担当者と法人の関係性を明らかにするために最低限必要な書類（電子的な書類も排除されない。）の提出を求める等、**所要の制度見直しが必要。▶ 法制化（改正法）**

3 他社の本人確認結果への依拠

ID・パスワードの不正入手への対策や他の見直し事項の進展を見極めた上で、本人確認の保証レベルの確保等、依拠が適切にできる要件を整理。

4 追加回線の本人確認

当人認証性を向上させるべく、本人確認ガイドラインも参考に、厳格化に向けた**規定の見直しが必要。▶ 多要素認証を必須とする省令改正を行い、令和8年4月施行**

5 上限契約台数

事業者における自主的な取組を強化すべき。今後、自主的な取組の状況について検証を行い、更に取組を推進するとともに、何らかのルール化について検討すべき。

▶ （WGでの検討結果）総務省として制度面から事業者の自主的な取組を後押しする環境を整備する必要。**▶ 法制化（改正法）**

6 データSIM

義務化について検討すべき。ただし、対象SIMや利用用途等について、利便性へのバランスの観点から、利用実態や実効性に配慮した規定とすべき。**▶ 法制化（改正法）**

- 政府において**携帯電話不正利用防止法改正案**（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案）をとりまとめ、令和8年3月24日に閣議決定・国会提出。
- 国会審議（5月12日衆・総務委員会、5月21日参・総務委員会 等）を経て、**令和8年5月22日成立**、同月29日公布。

① データSIMの本人確認

1 本人確認義務等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大

近年の詐欺において、データ通信が不正利用されていることを踏まえ、**データSIM**を措置の対象に追加。

2 外国人の本人特定事項に関する規定の整備

短期滞在外国人が**データSIM**を利用している実態を踏まえ、**パスポート等による本人確認**に関する規定を整備。

3 警察署長による契約者確認の求めに必要な照会に関する規定の追加

メッセージアプリ等によるデータ通信の不正利用において、当該アプリの運営者からアカウントに紐づく情報の提供を受ける必要があるため、契約者確認の求めに必要な範囲に限り、**関係事業者へ照会し、報告を求める規定**を設ける。

② 契約回線数

4 個人による利用が通常想定されない回線数（多回線契約）の役務提供拒否に係る規定の追加

携帯通信事業者が**役務提供拒否**できる場合に、**特定の個人に提供する回線数の合計が一定数を超える場合**を追加。

5 法人の契約締結等を行う契約担当者等の在籍確認に関する規定の整備

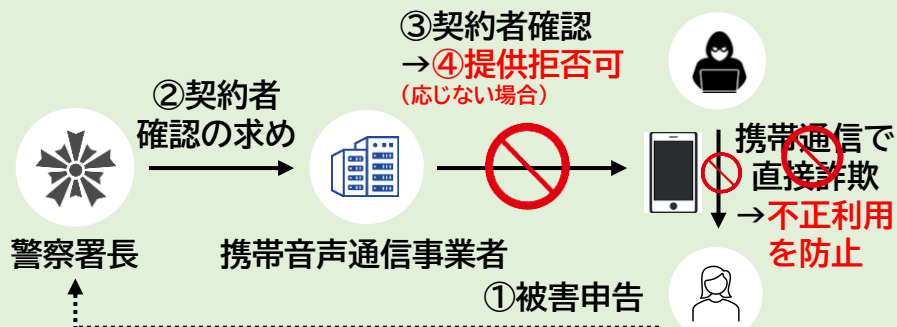
法人契約を抜け道とした不正な多回線契約を防止するため、一定の方法で**法人の契約担当者等の在籍確認**を行う義務を追加。

※併せて、法律の題名を「携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に改める。

		主な利用者	契約の種類	改正前		改正後	主な本人確認書類
日本人			音声SIM契約	○ 本人確認 有	➡	○ 本人確認 有	マイナンバー カード、 運転免許証等
			データSIM契約	× 本人確認 無		○ 本人確認 有	
			音声レンタル 契約	○ 本人確認 有		○ 本人確認 有	
外国人	長期 滞在者		音声SIM契約	○ 本人確認 有	➡	○ 本人確認 有	在留カード、 運転免許証、マイ ナンバーカード※ 等 ※ 住民票を有している場合
			データSIM契約	× 本人確認 無		○ 本人確認 有	
	短期 滞在者		データSIM契約	× 本人確認 無	➡	○ 旅券のみによる本人確認可	旅券
			音声レンタル 契約	○ 旅券のみによる本人確認可		○ 旅券のみによる本人確認可	

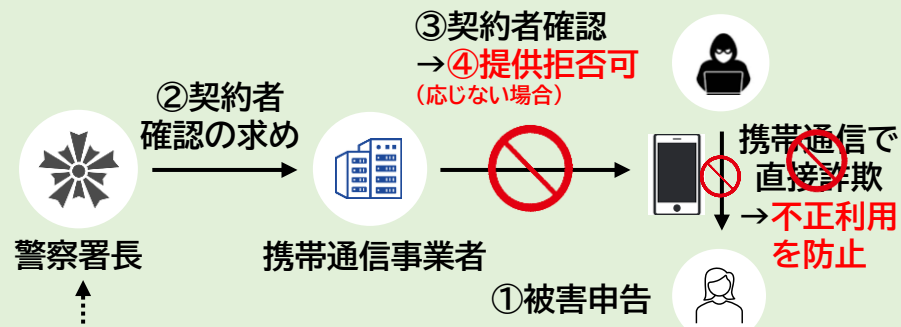
現在

(音声SIM)

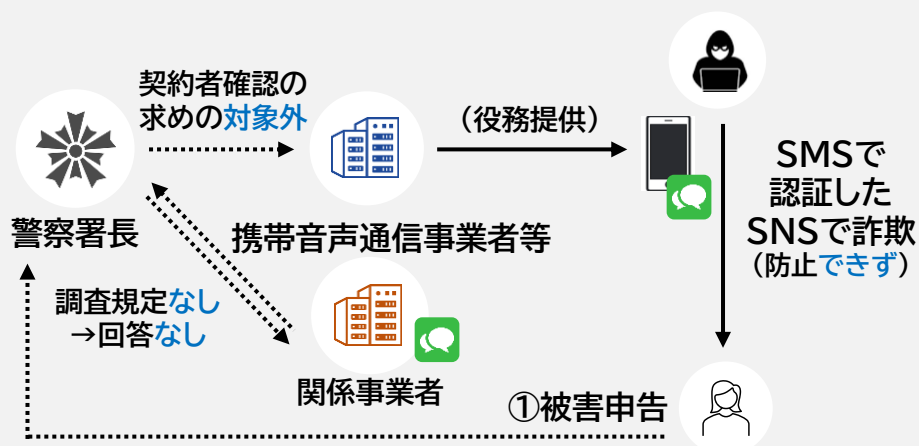


見直し後(データSIMを追加)

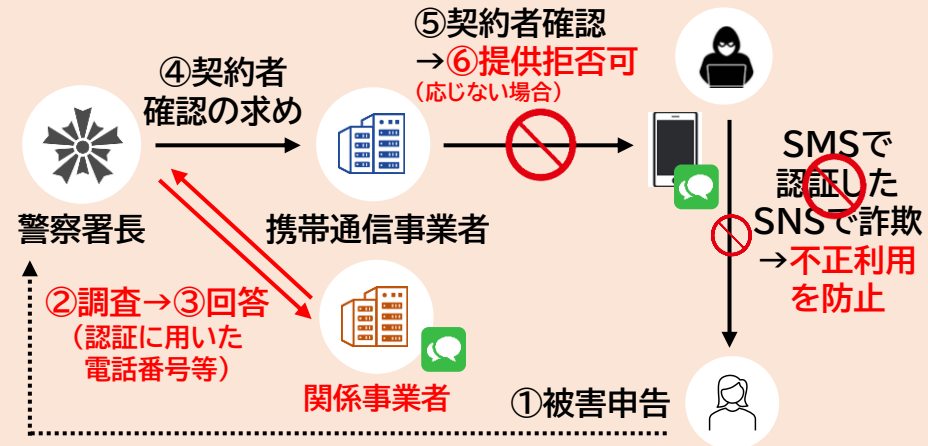
(音声SIM:引き続き実施)



(データSIM:対象外)

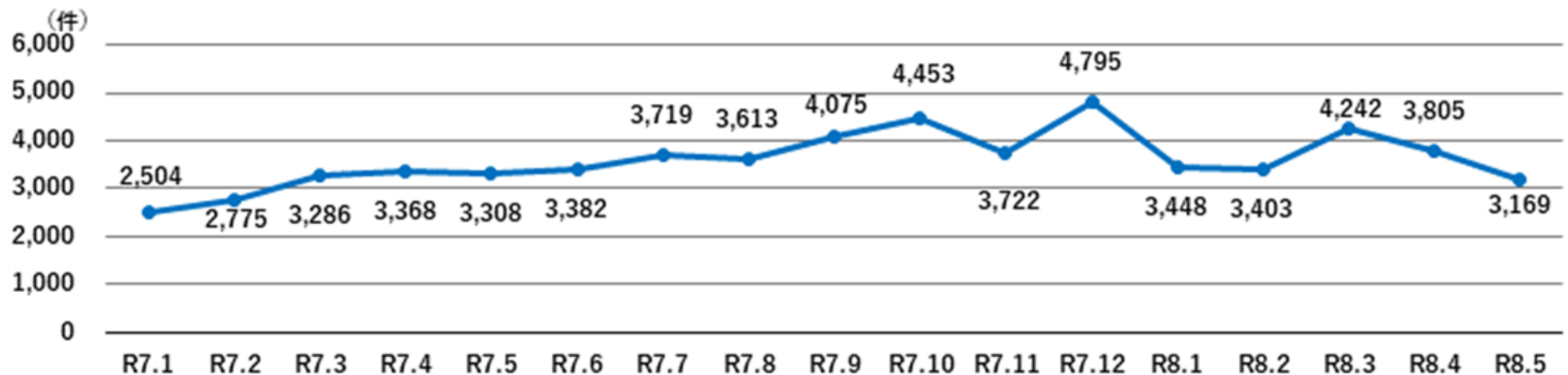


(データSIM)

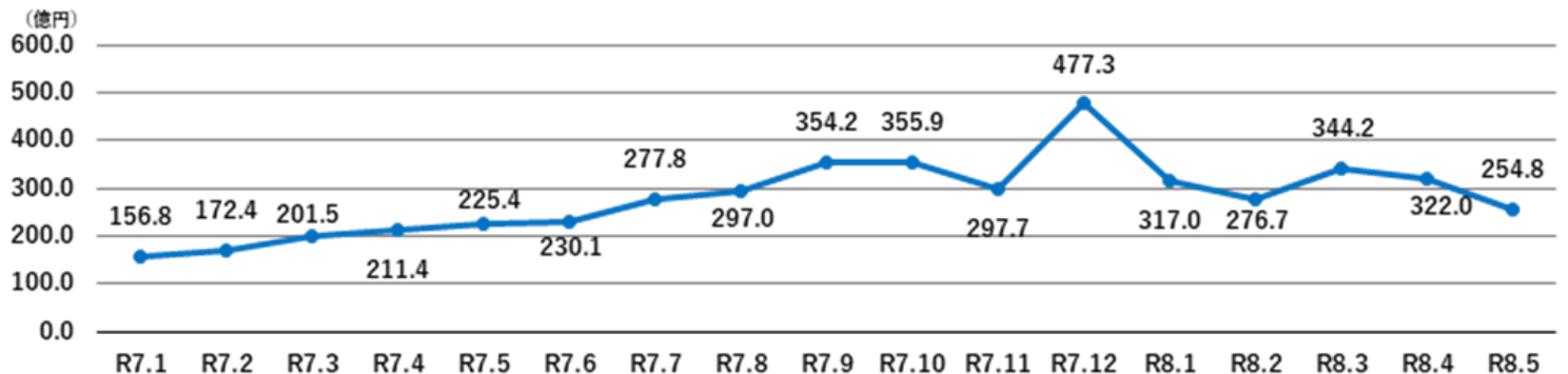


- 令和7年における**特殊詐欺**（SNS型投資・ロマンス詐欺を含む。）による被害額は、過去最悪であった令和6年の被害額を大きく上回り、年間**3,257.4億円**。
- 令和8年においても、5月末までに認知件数**18,067件**、被害額**1,514.7億円**（暫定値。前年同期比+2,826件、+547.3億円）となっており、依然として状況は深刻。

認知件数



被害額



■ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 総務省令を定めるに当たっては、本人確認等に際して携帯通信事業者に課されることとなる負担、とりわけ改正附則第二条に規定する施行時利用者の本人確認等に係る負担が過剰なものとならないよう、事業者等関係者の意見を十分に聴取すること。
- 二 本法の対象となっていない、SNSアカウント開設時の本人確認等についても、技術の発展や社会情勢の変化に機動的に対応し、必要な施策を速やかに講ずることに努めること。
- 三 法人の契約締結等を行う契約担当者等の権限又は地位の確認方法を総務省令で定めるに当たっては、その方法が実効性を担保するものとなるよう、十分に検討を行うこと。
- 四 特殊詐欺の被害を食い止め、国民の財産を守るため、各省庁等は、「国民を詐欺から守るための総合対策二・〇」等に基づき、地方公共団体、民間事業者、外国当局や国際機関等国際社会とも連携・協力しながら、各種施策を一層強力に推進すること。

組織的な詐欺から国民の財産を守るための対策に関する緊急提言 (令和7年2月25日 自民党政務調査会 治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会)

2 通信関係 (1) データ通信専用SIMの契約時における本人確認の義務付け

データ通信専用SIMは、通信アプリを利用することで音声通話SIMと同様に通話等が可能であるにもかかわらず、音声通話SIMと異なり、法令によって契約時の本人確認が義務付けられていない。

契約時の本人確認は、犯行の未然防止・犯行後の追跡可能性の確保に有効と考えられることから、データ通信専用SIMについて、その悪用実態を踏まえ、法令によって契約時の本人確認を義務付けることについて検討すべきである。

国民を詐欺から守るための総合対策2.0 (令和7年4月22日 犯罪対策閣僚会議決定)

1 SNS型投資・ロマンス詐欺対策 ア 各種サービスやインフラの不正利用を防止するための取組 (ア) 利用者の本人確認強化等

④ データ通信専用SIMの契約時における本人確認の義務付け

総合対策を踏まえ、データ通信専用SIMの不正利用の実態について調査を行った結果、契約時に本人確認書類を用いない本人確認手法を悪用し、不正に取得したログインIDやパスワードを用いて大量のデータ通信専用を含む通信用SIMを不正に契約した事例や、通信アプリケーションソフトウェア等のアカウントの不正取得に悪用されているなどの事例が確認された。一部の事業者においては自主的な確認も行われている一方で、携帯電話不正利用防止法上、契約時の本人確認が義務化されていないデータ通信専用SIMの犯行ツールとしての悪用の可能性が今後も懸念されるため、データ通信専用SIMについても、引き続き悪用実態も把握しつつ、それらを踏まえ、電気通信事業者に対して、契約時における実効性のある本人確認の実施を働き掛けるとともに、契約時の本人確認の義務付けを含め検討する。

第221回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説 (令和8年2月20日閣議決定)

8 治安・安全の確保

その他の治安・安全の確保にも取り組みます。

AIやドローンなどの新たな技術を悪用した犯罪行為やCBRNEテロの抑止・対処、そして消費者教育に取り組みます。

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に掲げられた取組を着実に実施し、いわゆるトリックウの撲滅を目指します。特に、携帯通信の契約時の本人確認義務の範囲を拡大する法案や、架空名義口座を利用した新たな詐欺対策を可能とする法案を提出します。(…)